このような機能を有するシステムには，様々なものが考え得るところであり，人口比例原則が基本の理念・方式とされているのであれば，具体的な方策は，立法府の裁量により決せられるべきことは当然である。いずれにしろ，国会の速やかで適切な裁量権の行使を期待したい。

5　実効性のある司法部と立法府との相互作用

平成23年３月23日言渡しの平成23年大法廷判決以来，２度の衆議院議員選挙が施行され，また，その間に平成24年改正法及び平成25年改正法が制定，施行されてきたが，投票価値の較差についての十分な是正はされないまま，平成26年12月14日に，本件選挙が施行されており，１人別枠方式の残滓があり較差の是正も十分とはいえない状態が今日まで約４年半も続いている。しかし，国会においては，利害が錯綜し，調整の容易でないテーマについて，多数意見が指摘するように，衆議院選挙制度に関する調査会が設置され，投票価値の較差の更なる縮小を可能にする制度の見直しを内容とする改正案が検討されるなど，当裁判所大法廷の判断を踏まえた制度の見直しについての検討が続けられており，司法部と立法府とのそれぞれの機能，役割を踏まえた緊張感を伴う相互作用が行われているといえよう。国家機構の基本となる選挙制度の大改革を目指し，両者の間で，いわば実効性のあるキャッチボールが続いている状況にあり，司法部としては，選挙を無効とする等の対応を採るのではなく，この相互作用が早期に実りある成果を生むようにしっかりと見守っていくことが求められるところであろう。

裁判官櫻井龍子，同池上政幸の意見は，次のとおりである。

私たちは，結論において，多数意見に同調するものであるが，本件選挙当時，本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたということはできないと考える点において，多数意見と見解を異にするので，次のとおり意見を述べる。

1　これまでの累次の大法廷判決や多数意見が示しているとおり，憲法は，投票価値の平等を要求しているが，投票価値の平等は，選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく，それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されており，国会が小選挙区選挙の選挙区を定めるに当たっては，市町村その他の行政区画を基礎にして，地域の面積，人口密度，住民構成，交通事情，地理的状況などの諸要素を考慮しつつ，国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに，投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。衆議院小選挙区選出議員の選挙の区割規定の憲法適合性は，これらの要請や諸事情を考慮した上でなお，国会に与えられた立法の裁量権の行使として合理性を有するか否かによって判断されることになるものと考えられる。

2⑴　本件選挙における選挙区割りを定めた平成24年改正法及び平成25年改正法が成立し，施行された経緯及びその内容は多数意見に述べられているとおりであるが，その趣旨は，平成23年大法廷判決が，いわゆる１人別枠方式及びそれに基づく選挙区間の選挙人数の最大較差（以下「選挙人比最大較差」という。）2.304倍を違憲状態とし，できるだけ速やかな１人別枠方式の廃止及び区割規定の改正という立法措置にまで言及したことに応えるため，同方式を廃止した上で，違憲状態を緊急に是正し，選挙区間の人口の最大較差（以下「人口比最大較差」という。）を２倍未満とするために，特例として，都道府県別の定数（選挙区数）を０増５減し，必要最小限の選挙区割りの改定（17都県42選挙区を37選挙区に改定）を行ったものである。

平成25年大法廷判決は，この両改正法により，旧区画審設置法３条２項の規定が削除された上，「平成22年国勢調査の結果に基づく選挙区間の人口較差を２倍未満に抑える選挙区割りの改定が実現された」として，「平成23年大法廷判決を受けて，立法府における是正のための取組が行われ，本件選挙前の時点において是正の実現に向けた一定の前進と評価し得る法改正が成立に至っていた」との肯定的評価を示すとともに，「新区画審設置法３条の趣旨に沿った選挙制度の整備については，今回のような漸次的な見直しを重ねることによってこれを実現していくことも，国会の裁量に係る現実的な選択として許容されているところと解される。」と判示している。すなわち，平成25年大法廷判決は，両改正法による旧区画審設置法３条２項の削除と違憲状態を緊急に是正するための特例として０増５減を基にした選挙区割りの改定により，違憲状態が当面は解消されるとの評価を前提にしているものと考えられ，今後も漸次的改正を積み重ねることによって，新区画審設置法３条の定める基準による憲法の投票価値の平等の更なる実現を図っていくことを許容したものと解される。

このことは，平成25年大法廷判決が，「今後の国勢調査の結果に従って同条（新区画審設置法３条）に基づく各都道府県への定数の再配分とこれを踏まえた選挙区割りの改定を行うべき時期が到来することも避けられないところである。」として，本件区割規定について，平成23年大法廷判決のように憲法の投票価値の平等の要求に反するものとして速やかな是正を求めるものではなく，今後の国勢調査の結果に従い，区画審による勧告を基に改正することを求める趣旨の判示をしているところからも明らかである。

⑵　本来なら，旧区画審設置法３条２項が削除された以上，全ての都道府県について，改めて新区割基準に基づいて定数の配分がなされた上，各都道府県内の選挙区割りについても，同基準により区割りされるのが立法政策の望ましい在り方というべきである。しかし，全ての都道府県について新たに新区割基準による定数配分を行い，その上で，300近くの全ての選挙区における区割りを見直すことは，選挙制度の新設にも等しい２段階の膨大な立法作業を要するだけでなく，これまでの立法の経過等に照らせば，国会の合意の形成も容易なものではないといわざるを得ない。また，衆議院議員の任期は４年とされているものの，衆議院には解散の制度があり，次期総選挙がいつ行われるかを予測することができないことからすれば，過去２回の総選挙と同様に次期総選挙が平成23年大法廷判決で指摘された違憲状態の下で行われることを避けるため，新区割基準によらずに人口比最大較差を２倍未満とするための特例として緊急の立法措置を採ることが求められていたものということができる。

選挙制度の整備は，漸次的見直しを重ねることによって実現していくことも国会の裁量によるものとして許容されるものであるところ，両改正法により緊急是正策の特例として定められた上記０増５減を基にした本件選挙区割り（人口比最大較差1.998倍。較差２倍を超える選挙区はない。）は，その後の人口変動により同較差が２倍を僅かに超えることが予見されるものであったとしても，衆議院に解散制度があり，いつ次期総選挙が行われるか予想できないことや両改正法の趣旨及び成立までの経緯等に照らすと，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を当面是正するものとして国会の立法権行使の在り方として現実的な選択であり，合理的な裁量の範囲内にあるものと考えられる。

もとより，その立法裁量の合理性については，おのずから時間的限界があるが，平成25年大法廷判決は，今後の国勢調査の結果に従って，新区割基準に基づく各都道府県の定数の再配分とこれを踏まえた区画審の勧告による選挙区割りの改定が行われることを想定しているものと解されるところ，ここにいう「今後の国勢調査」のうち直近のものとしては，その判旨に照らすと，統計法５条２項ただし書による中間調査ではあるが，平成27年10月実施の国勢調査（同28年２月に人口速報集計の結果が公表予定）を指すものと解される。また，衆議院の議院運営委員会が「衆議院選挙制度に関する調査会」を設置した際に，当時の現職議員の任期（平成28年12月）を念頭に置いて，立法期間や周知期間を考え答申するよう求めているのも，このような同大法廷判決の理解の上に立って，同任期中に上記国勢調査の結果を踏まえた新区割基準に基づく都道府県に対する定数の再配分と選挙区割りを立法し，施行するとの方針を表明していたものと評価することができる。こうしてみると，これらの時期が到来していない平成26年12月の本件選挙当時においては，いまだ本件選挙区割りについての立法裁量の合理性は失われてはいなかったものと考えられる。

3⑴　これに対して，多数意見は，本件区割規定の下においても，０増５減の対象となった５県以外の都道府県においては，旧区割基準に基づいて配分された定数が見直しを経ておらず，旧区画審設置法３条２項が削除された後の新区割基準に基づいた定数の再配分が行われていないことから，いまだ多くの都道府県において，そのような再配分が行われた場合に配分されるべき定数とは異なる定数が配分されている旨を指摘する。その上で，それが本件選挙時における選挙人比最大較差が2.129倍に達し，較差２倍以上の選挙区も13選挙区存在していたことの主な要因であるとし，このような投票価値の較差が生じたことが，全体として新区画審設置法３条の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたとはいえないことの表れというべきである旨を指摘して，本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反するものであったとの判断を示している。